

令和8年度 教育重点施策

江戸川区教育委員会

「教育目標及び基本方針」を実現するため、令和8年度の教育重点施策を以下のとおり定め、具体的な取組を推進します。

【基本方針1】 共生社会の実現と人権尊重の精神の育成

すべての子どもたちに適切かつ効果的な学習成果をもたらす公正で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することで、誰ひとり取り残さない共生社会を実現します。

また、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、児童の権利に関する条約、江戸川区子どもの権利条例、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例、歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例、障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例及び多文化共生のまち推進条例の趣旨を尊重して、いかなる偏見や差別もなくすため、すべての教育活動を通して人権教育と心の教育を推進します。

【重点施策】

- 人権尊重の精神のもと、子どもたち一人一人の成長・発達と自己実現の達成を図るとともに、他を思いやる心を育む教育を推進します。
- 障害のある人が社会を構成する一員としてあらゆる分野において活動できる社会の実現を目指し、だれもが障害を正しく理解し、相互理解と連帯意識を育む教育を推進します。
- 性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、男女平等教育を推進します。
- さまざまな国の生活習慣や文化に対する理解を深め、これを尊重する態度を養うために、人権尊重の精神を基盤に多文化共生教育としての国際理解教育を推進します。
- いじめや問題行動等は許されない行為であるという指導を徹底し、規範意識等の道徳性を培い、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保に努めます。
- 豊かな心を育むため、全教育活動を通して道徳教育の充実を図るとともに、ボランティア活動や読書活動、文化・スポーツ活動を一層推進します。

- 子どもたちが日常的な生活・学習習慣を身に付け、学ぶ意欲を高めていけるよう、地域の教育力を活かした取組を推進します。
- 地域や関係諸機関等の外部人材を積極的に活用し、子どもたちの心に響く効果的な人権教育・道徳教育を推進します。

【基本方針2】 学校教育の充実

学校等が家庭・地域との連携を一層深め、地域の教育力を活用した特色ある教育活動を展開し、高等学校、特別支援学校及び関係諸機関と連携し協力して、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成し、一人一人に「生きる力」を育てていきます。

【重点施策】

- 学習指導要領の趣旨を受け、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進していくため、少人数習熟度別指導や課題別指導、小学校における教科担任制を積極的に取り入れるとともに、1人1台端末等のICT機器を活用し、学習指導の質の向上を図ります。
- 「躊躇なく英語でやり取りできる児童・生徒を育成する」という目標の下、外国語指導助手（ALT）の活用を強化し、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養います。
- 国や区の学力調査等から児童・生徒の学力の実態を把握し、明らかになった課題をもとに各校できめ細やかな指導方法への改善を図るとともに、学習に困難をきたしている児童・生徒に対して外部講師による「放課後学習教室」によりきめ細やかな学習支援を推進します。
- 障害のある子どもたちの能力・特性を最大限に伸ばしていくため、障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細やかな指導を実施し、一人一人の生涯を見通した教育を実践します。また、新規に自閉症・情緒障害特別支援学級を篠崎第四小学校に開設します。
- 区長部局と連携して8年度に実施する5歳児健診の結果を、9年度に実施する就学時健診に反映させ、10年度の小学校入学につなげます。
- 「読書科」を中心に、読書及び読書を通じた探究的な学習を推進する中で読書の仕方、情報の収集、記録の取り方を学ぶだけでなく、問題の発見・解決、情報の処理、まとめ・表現する力を養います。
- 子どもたちの体力向上を図り運動能力を高めるため、体力調査の分析結果等を踏まえて体育授業の充実を図るとともに、なわ跳び等を通じて運動・スポーツに親しむ習慣と意欲を育成する取組を推進します。また、プロのダンサーによる出前授業を実施し、子どもたちが運動に親しむことができるようにします。

- 食育リーダーを中心として、「食」に関する指導の充実を図ります。
- 「学校版もったいない運動」を推進するとともに、学校や近隣の自然環境を有効に活用し、環境教育の充実を図ります。
- 首都直下型地震水害等の災害の発生に備え、危機管理意識と防災知識を身に付けるとともに、発災時に適正な判断と実践的行動がとれるよう、実際の・現実的な防災教育を推進します。
- 自らの健康に対する意識を持ち、良い生活習慣を身に付けられるように、医療関係等の外部人材を活用し、保健授業の充実を図ります。また、歯科衛生に関する習慣を身につけ、将来にわたり健康な口腔を維持する力を身につけるため、歯科指導事業（フッ化物洗口）の充実を図ります。
- 児童・生徒が、将来への夢や希望を持ち、自らの生き方や考えを身に付けることができるように、地域の教育力を活かした「チャレンジ・ザ・ドリーム」等の取組を推進し、キャリア教育の充実を図ります。
- 外国籍の児童・生徒の学校生活への適応を図るため、日本語教育の一層の充実を図ります。
- 学校における教職員の働き方改革を促進するために、「学校業務の適正化」「部活動地域展開の促進」「勤務環境の改善」「在校時間の管理」「教員の意識改革促進」等の取組を実施し、質の高い学校教育の維持向上を図ります。
- 教員が教育に対する熱意と使命感を持ち、子ども理解の資質・能力を高めるとともに、「授業力」及び「指導力」の向上を図るために、区内全教員が創意工夫のある授業を行うための提案や教員のライフステージや職層に応じた研修等を充実させます。
- 教育活動及び学校運営に関する情報を、学校広報や学校ホームページにより積極的に発信し、保護者や地域とのよりきめ細かな情報の共有に努めます。
- 「学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」を柱として、小学校、中学校が連携した取組の充実を図ります。

【基本方針3】 学びを支える教育環境の整備

幼児・児童・生徒に、より良い教育環境を提供し、特色ある教育活動が実践できるように、地域・外部人材と連携した学校を取り巻く環境と体制づくりに努めます。また、幼児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるように、学校施設の適正な保全・整備と災害時等の危機管理体制整備に努めます。

【重点施策】

- 教育上の諸活動の活性化を図り、子どもたちに幅広い知識と生きる知恵を学ぶことができる機会を提供するため、優れた知識や技能、社会経験を有した地域人材を積極的に活用した教育体制を整備します。
- 学校評議員制度や学校応援団の活用、学校公開や学校評価の実施、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入など、学校運営に対する保護者や地域住民の参加を進め、特色ある学校づくりを推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した校内の教育相談体制および教育相談室の面接相談・電話相談の充実に努めるとともに、児童相談所（はあとポート）等の関係諸機関との連携を一層深め、総合的な相談機能の充実に努めます。
- 不登校児童・生徒の心の安定を図り、学習支援及び社会的自立を支援していくため、みらいサポート教室と教育相談室の取組を強化するとともに、家庭・学校間のコミュニケーションづくりに努めます。また、不登校の未然防止を図るために、小中学校を通じた「攻めの不登校対策」を継続します。
- 子どもたちが、安全・安心かつよりよい教育環境の中で学習活動を行えるように、学校改築や校舎・屋内運動場の改修等を計画的に推進します。
- 誰もが利用しやすい学校施設とするため、スロープやバリアフリートイレ等の整備を進めます。
- 子どもたちの興味・関心を引き出し、学習意欲を高めるとともに、教員にとっても効果的な授業を実践できるよう、ICT基盤の維持・整備をはじめ、教材・教具等の適正な管理と整備に努めます。
- 特別支援教育を推進していくため、障害のある児童・生徒への組織的な支援体制を構築し、それぞれの障害及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備に努めるとともに、全教職員の特別支援教育に関わる専門性の向上を図ります。
- 医療的ケアの必要な子どもたちが、一人一人に合った教育環境で安全かつ適切に過ごせるよう環境の整備に努めます。

- 障害のある子どもたちや医療的ケアの必要な子どもたちなどが、すくすくスクールで共に活動することのできる環境の整備に努めます。

【基本方針4】 健全育成活動の推進

教育の原点は家庭にあるとの認識に立ち、家庭・学校等・地域社会・関係諸機関の緊密な連携を通して、子どもたちに社会の一員としての自覚を促し、深めさせるための活動を推進します。また、子どもたちが自他の生命を大切に、人間性豊かに、健やかに成長できるよう「心とからだの健康づくり」を推進します。

【重点施策】

- いじめ、不登校、問題行動など、子どもたちを取り巻く今日的課題に対して、学校・行政と家庭・地域が密に連携し、それらの兆候をいち早く把握し、迅速に対応・支援していくための体制を強化します。
- 日常生活において、心身の健康を保持増進するための自己管理能力を身に付け、生涯を通じて健康で活力ある生活を営むための資質や能力を育むため、家庭との連携教育を推進します。
- 子どもたちが自然や生命を尊重する心、人を思いやる心、正義や公正を重んじる心、ボランティア精神などを身に付け、豊かな人間性と社会性を備えた人として成長できるよう、自然体験、ボランティア体験、国際理解を深める体験、職場体験（チャレンジ・ザ・ドリーム）など、地域の教育力を積極的に活用した体験活動を推進します。
- 防犯・防災・交通安全・情報教育等を通して、自らを危険から守るために必要な知識と意識を高めるとともに、子どもたちの規範意識と自律心を育成します。
- 子どもたちが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、家庭、地域、PTAや青少年育成関係団体、警察等の諸機関との連携を深め、あいさつ運動や非行防止、薬物乱用防止などの教育活動を推進します。
- 地域力を活かした教育実践の場である「すくすくスクール」の運営について一層の充実を図り、学校と連携して子どもたちの健全育成に努めます。

【基本方針5】 文化遺産の伝承

祖先から受け継がれてきたかけがえのない江戸川区の文化遺産や伝統行事に触れる機会を、子どもたちをはじめとして区民に積極的に提供し、後世に伝承していく土壌を育んでいきます。

【重点施策】

- 江戸川区の文化・伝統に触れる機会を充実するとともに、各学校での地域教材の活用や創意工夫により、ふるさと「えどがわ」を愛する心をはぐくみ、多様な文化に対する理解を深める教育を推進します。
- 江戸川区の長い歴史の中で培われてきた有形・無形の文化財を後世に伝えていくため、文化・芸術・歴史・伝統工芸などに関わる地域人材や関係機関・団体と連携し、児童・生徒をはじめとする区民への学習機会の充実を図ります。
- 区内の文化財の保護と伝統文化の保存振興のための調査や資料等の収集に取り組むとともに、これらの文化遺産の保存と活用に必要な措置を講じ、郷土文化の継承に努めます。
- 篠崎文化プラザにリニューアルオープンする「郷土資料室」における各種展示の充実を図ります。